

# 共同購買材料等の配達販売に関する規約

(目的)

第 1 条 この規約は、札幌市管工事業協同組合（以下「組合」という。）定款第 7 条（事業）の規定に基づき、組合が行う共同購買材料等の取り扱いにおいて、組合員が配達を希望する場合（以下「配達販売」という。）の取扱について定めることを目的とする。

(申込み)

第 2 条 配達販売の場合、組合員の申込みにより行うものとし、配達先は組合員の事業所とする。

2 賦課金及び舗装工事代金等の未納残高がある組合員は、この制度を利用することが出来ないものとする。

(納入方法)

第 3 条 配達販売における代金の納入については、定時払とする。

2 定時払は、毎月 20 日締切とし支払は翌々月 10 日迄とする。

3 定時払の納入は、銀行口座振替によるものとする。

(延滞金)

第 4 条 組合は、組合員が定款第 22 条（延滞金）の規程に該当した場合は、定時払の支払日の翌日から履行の日まで年利 14.6 パーセントの割合で延滞金を徴収する。但し、延滞金の確定金額（以下「確定延滞金」という。）に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てとする。

2 前項に該当する組合員は、延滞金を未納共同購買材料等の代金にあわせて納入しなければならない。

3 確定延滞金は、その計算の基礎となる未納共同購買材料等の代金の完納をもって生じる。

(その他)

第 5 条 この規約に定めのないものについては、理事会の決定によるものとする。

附 則

この規約は、平成 7 年 2 月 21 日から施行する。